

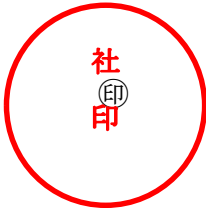
※ 赤字で記載されている項目について、事業所の方にご記入をお願いします。

健康保険
資格取得・喪失証明書
厚生年金保険

下記の者は、健康保険等の ☒ 被保険者の資格を ☐ 取得したことを証明します。
☒ 被扶養者 ☒ 喪失 (該当欄に ☒ をしてください。)

令和 ○年 ○月○○日

所在地 ○○市○○ ○○番地
事業所 名称 株式会社 ○○
代表者氏名 代表 ○○ 太郎
電話番号 (0538-○○-×××× 担当 △△)



記

被保険者	住所	袋井市○○町○丁目○番地の○ △△アパート ◆◆号室				
	氏名	袋井 太郎		生年月日	昭和○○年 ○月 ○○日	
保険者番号		○○○○○○○○○	被保険者証 記号番号	記号： ○○ 番号： ○○		
基礎年金番号		3977-○○○○○○○				
取得年月日 (入社日)		年 月 日		喪失年月日 (退職日)	令和○年 ○月 1日 (令和○年 △月 31日)	
被 扶 養 者	氏名	生年月日		続柄	被扶養者として認定 された年月日	被扶養者として認定 を除外された年月日
	袋井 花子	昭和○年○月○○日		妻	年 月 日	令和○年 ○月 1日
		年 月 日			年 月 日	年 月 日
		年 月 日			年 月 日	年 月 日
		年 月 日			年 月 日	年 月 日
		年 月 日			年 月 日	年 月 日

【 事業主の皆様へ 】

- 1 従業員の方が退職したときや、従業員の家族の方が健康保険の被扶養者に認定または認定除外されたときは、「健康保険厚生年金保険資格取得・喪失証明書」の発行をお願いします。
また、従業員の方には、必ず国民健康保険や国民年金の手続きをされるよう、ご指導を併せてお願いします。
- 2 国民健康保険及び国民年金に加入していた方が就職されたときは、必ず国民健康保険や国民年金の手続きをされるよう、ご指導をお願いします。



【 被保険者（退職者・就職者及びその被扶養者）の方へ 】

次の方は、14日以内に国民健康保険及び国民年金の届け出を行ってください。届け出が遅れた場合でも国民健康保険料（税）・国民年金保険料は、資格取得日に遡及して賦課されますので特にご注意ください。

なお、申請の対象者と別の世帯の方が届け出される場合は、委任状が必要です。

1 退職したときや健康保険の被扶養者の認定を除外されたとき

続けて別の事業所で健康保険や厚生年金に加入する場合を除き、国民健康保険及び国民年金に加入しなければなりません。

※ 任意継続保険（＊１）に加入する場合は、国民健康保険に加入する必要はありませんが、国民年金には加入する必要があります。

《届け出に必要なもの》

- 健康保険厚生年金保険資格喪失証明書
- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 世帯主及び対象者のマイナンバーが確認できるもの
- 届け出にお見えになる方の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

(＊１) 任意継続保険・・・会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件をもとに個人の希望により被保険者となることができる制度で、被保険者期間は２年間です。
条件などについては、今まで加入していた保険者にお問合わせください。

2 就職したときや健康保険の被扶養者に認定されたとき

国民健康保険及び国民年金に加入されていた方は、資格喪失の届け出が必要です。

《届け出に必要なもの》

- 加入した社会保険等の資格確認書（資格情報のお知らせ）または健康保険厚生年金保険資格取得証明書
- 国民健康保険の資格確認書または保険証（被保険者証）
- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 世帯主及び対象者のマイナンバーが確認できるもの
- 届け出にお見えになる方の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）